

- (1) 全ての人^{にほんこくけんぼう}が生まれながらにしてもっている人間としての権利を〔① 権〕という。これは日本国憲法第11条の中で、「^{おか}侵すことのできない〔② 〕として」国民に与えられている。
- (2) 日本国憲法では「^{そんちよう}個人として尊重されること」がもっとも大事とされている。ただしこれは〔① 〕に反しない限り認められている。日本国憲法での人権は、次のように^{ぶんるい}分類されている。国家権力の^{こっかけんりよく}介入を拒否し、自由に活動する権利である〔② 権〕。差別されない権利である〔③ 権〕。国家から一定の^{きゅうさい}救済を受けることが保障される権利である〔④ 権〕。国に対して人間らしい生活の保障を^{ようきゆう}要求する権利である〔⑤ 権〕。^{しゅけんしゃ}主権者として国家の^{こっか}運営に^{うんえい}参加することが保障される権利である〔⑥ 権〕である。
- (3) ^{じゆうけん}自由権は、次の3つに分類できる。個人が自由にものを考え、^{しそ}思想や^{しんこう}信仰をもち、自分の意見を述べる自由である〔① の自由〕。正当な理由なしに、人間の身体が^{たしや}他者から^{こうそく}拘束されない権利である〔② の自由〕。個人が住む場所を決めたり、^{しよくぎよう}職業を選んだり、自分の^{ざいさん}財産を利用したりする権利である〔③ の自由〕である。特に、自分のつきたい職業を選べるという〔④ の自由〕は第22条で保障されている。
- (4) 日本国憲法では^{びやうどうけん}平等権が保障されているが、日本でもいまだに^{さべつ}差別もある。アイヌの文化を守るために、1997年には〔① 法〕が、それに代わり2019年には〔② 法〕が制定された。また男女平等を実現するために、1985年には〔③ 法〕が、1999年には〔④ 法〕が制定された。
- (5) 個人の権利が^{おか}侵されたとき、その^{きゅうさい}救済を国などに求める権利を〔① 権〕という。法テラスなどにより〔② 〕を受ける権利が保障されている。他にも、^{さいばん}裁判で^{むざいはんけつ}無罪判決を受けた人が国に^{ほしやう}補償を求める権利である〔③ 権〕や、^{こうむいん}公務員が^{ふほうこうい}不法行為を行ったことで^{そんがい}損害を受けた場合に国に^{ばいしやう}賠償を求める権利である〔④ 権〕などがある。また日本国憲法第16条では、^{ちほうこうきやうだんたい}国や地方公共団体に対してさまざまな^{ようぼう}要望をする権利である〔⑤ 権〕が^{きてい}規定されている。

(1)①	(1)②	(2)①
(2)②	(2)③	(2)④
(2)⑤	(2)⑥	(3)①
(3)②	(3)③	(3)④
(4)①	(4)②	(4)③
(4)④	(5)①	(5)②
(5)③	(5)④	(5)⑤